

岩手県告示第904号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定（昭和48年岩手県告示第735号）の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 市町村</p> <p>盛岡市、釜石市、宮古市、一関市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市</p> <p>岩手郡岩手町、雫石町、<u>葛巻町及び滝沢村</u></p> <p>[略]</p>	<p>1 市町村</p> <p>盛岡市、釜石市、宮古市、一関市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、<u>滝沢市</u></p> <p>岩手郡岩手町、雫石町<u>及び</u>葛巻町</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	